

## 県の重点施策

・

## 県と市町村との連携協力事項



## 県の重点施策・市町村との連携協力事項

### 1 総合政策部

---

- |   |                    |     |
|---|--------------------|-----|
| 1 | 置県 150 年を見据えた取組の推進 | P 1 |
| 2 | 外国人材の雇用と定着の支援      | P 4 |
| 3 | 自治体DXサポート強化事業      | P 4 |

### 2 総務部

---

- |   |                 |     |
|---|-----------------|-----|
| 1 | 県と市町村の人事交流等について | P 5 |
|---|-----------------|-----|

### 3 総務部危機管理局

---

- |   |                      |     |
|---|----------------------|-----|
| 1 | 市町村長による危機管理の要諦       | P 6 |
| 2 | 南海トラフ巨大地震等に係る被害想定見直し | P 7 |
| 3 | 第3期宮崎県地震・津波減災計画      | P 7 |

### 4 福祉保健部

---

- |   |                       |     |
|---|-----------------------|-----|
| 1 | 国民健康保険における保険税水準統一について | P 8 |
| 2 | 少子化対策の更なる推進について       | P 9 |

### 5 環境森林部

---

- |   |              |      |
|---|--------------|------|
| 1 | 循環型林業の推進について | P 10 |
|---|--------------|------|

### 6 商工観光労働部

---

- |   |                          |      |
|---|--------------------------|------|
| 1 | 「スポーツランドみやざき」の今後の方向性について | P 11 |
|---|--------------------------|------|

### 7 農政水産部

---

- |   |                           |      |
|---|---------------------------|------|
| 1 | 大区画化等加速化支援事業の推進について       | P 12 |
| 2 | 施設園芸のデジタル化プロジェクト（Dプロ）について | P 12 |

### 8 県土整備部

---

- |   |                            |      |
|---|----------------------------|------|
| 1 | 県管理河川における洪水浸水想定区域の追加指定について | P 13 |
| 2 | 事前復興まちづくり計画の策定支援について       | P 14 |

### 9 宮崎国スポ・障スポ局

---

- |   |                      |      |
|---|----------------------|------|
| 1 | 日本のひなた宮崎 国スポ・障スポについて | P 15 |
|---|----------------------|------|

### 10 企業局

---

- |   |                    |      |
|---|--------------------|------|
| 1 | 市町村等の小水力発電導入支援について | P 16 |
|---|--------------------|------|

### 11 教育委員会

---

- |   |                                |      |
|---|--------------------------------|------|
| 1 | ひなた部活動改革推進プロジェクト ～中学校部活動の改革推進～ | P 17 |
| 2 | 統合型校務支援システムの更改について             | P 17 |

### 12 警察本部

---

- |   |              |      |
|---|--------------|------|
| 1 | 犯罪情勢と警察の取組   | P 18 |
| 2 | 交通事故の現状と抑止対策 | P 18 |

# 1 令和8年度 重点施策



※新規・改善事業等の予算額・事業数



## 1 日本一挑戦プロジェクトの総仕上げ 48.0億円 (55事業)

- (1) 子ども・若者 ~日本一生き育てやすい県へ~
- (2) グリーン成長 ~再造林率日本一へ~
- (3) スポーツ観光 ~スポーツ環境日本一へ~



【R8当初】  
15.4億円(44事業)  
【R7.2月補正】  
32.6億円(11事業)



## 2 人口減少社会に適応する持続可能な暮らし・産業づくり 100.8億円 (91事業)

- (1) 持続可能で安全・安心な暮らしづくり
- (2) 人口減少下でも成長する高付加価値型の「稼ぐ」産業づくり



【R8当初】  
20.2億円(72事業)  
【R7.2月補正】  
80.6億円(19事業)



## 3 未来を切り拓く新たな発展に向けた礎づくり 50.1億円 ※全て【R8当初】(18事業)

- (1) 国スポ・障スポ開催を契機とした地域振興
- (2) 国内外との架け橋となる広域交通ネットワークの整備加速化
- (3) 置県150年を見据えたソフト・ハード両面からの先駆的な取組の推進



## ◎ 国の経済対策を活用した物価高対策等 53.8億円

※全て【R7.2月補正】(11事業)

# 2 未来みやざき成長基金の設置



### 【基金の目的】

置県150年(令和15年)を見据え、令和8年度重点施策の推進方針に掲げる「**未来を切り拓く新たな発展に向けた礎づくり**」に係る施策を機動的かつ継続的に展開していくため、ふるさと納税を活用し、**新たな基金を設置**。

### 【基金の概要】

<期間> 令和8年度から16年度まで(R16は精算期間)

<規模> **120億円程度** ※当初積立額:40億円(ふるさと納税を活用し、順次積増)

### 1 国スポ・障スポ開催を契機とした地域振興

- 来県者へのおもてなし・気運醸成
  - 大会成功に向けた受入準備や機運醸成
  - 食・観光・文化等の魅力発信
  - 来県者へのおもてなし など
- レガシーを最大限活用した地域振興
  - 国スポ施設等を有効活用した大規模大会やイベントの誘致・開催
  - 宿泊施設の整備・改修への支援 など

### 2 国内外との架け橋となる広域交通ネットワークの整備加速化

- 国際線の拡充
  - 観光振興等に加え、企業立地・人材確保・輸出促進など、新たな経済効果を生み出す国際線の維持・充実 など
- 新幹線整備実現に向けた機運醸成
  - 官民・広域連携による機運醸成 など

### 3 置県150年を見据えたソフト・ハード両面からの先駆的な取組

- 未来みやざき成長県民会議(仮称)の設置
  - 置県150年に向けた取組や人口減少への対応等について官民一体となった意見交換
- 地域資源や社会資本を次世代に引き継ぐ**新たな付加価値の創出(ソフト・ハード)**
  - 対象事業・施設の調査、設計、実施 など

## 経済効果

### ○レガシーを活用したスポーツの成長産業化

**R6:年間 約170億円 → R15:年間 400億円**

※国スポ新施設等の活用による県内への経済効果の推計

**2倍以上に！！**

### ○国際線の拡充

**R6:年間 約50億円 → R15:年間 80億円**

※国際定期利用者による県内への経済効果の推計

**1.5倍以上に！！**

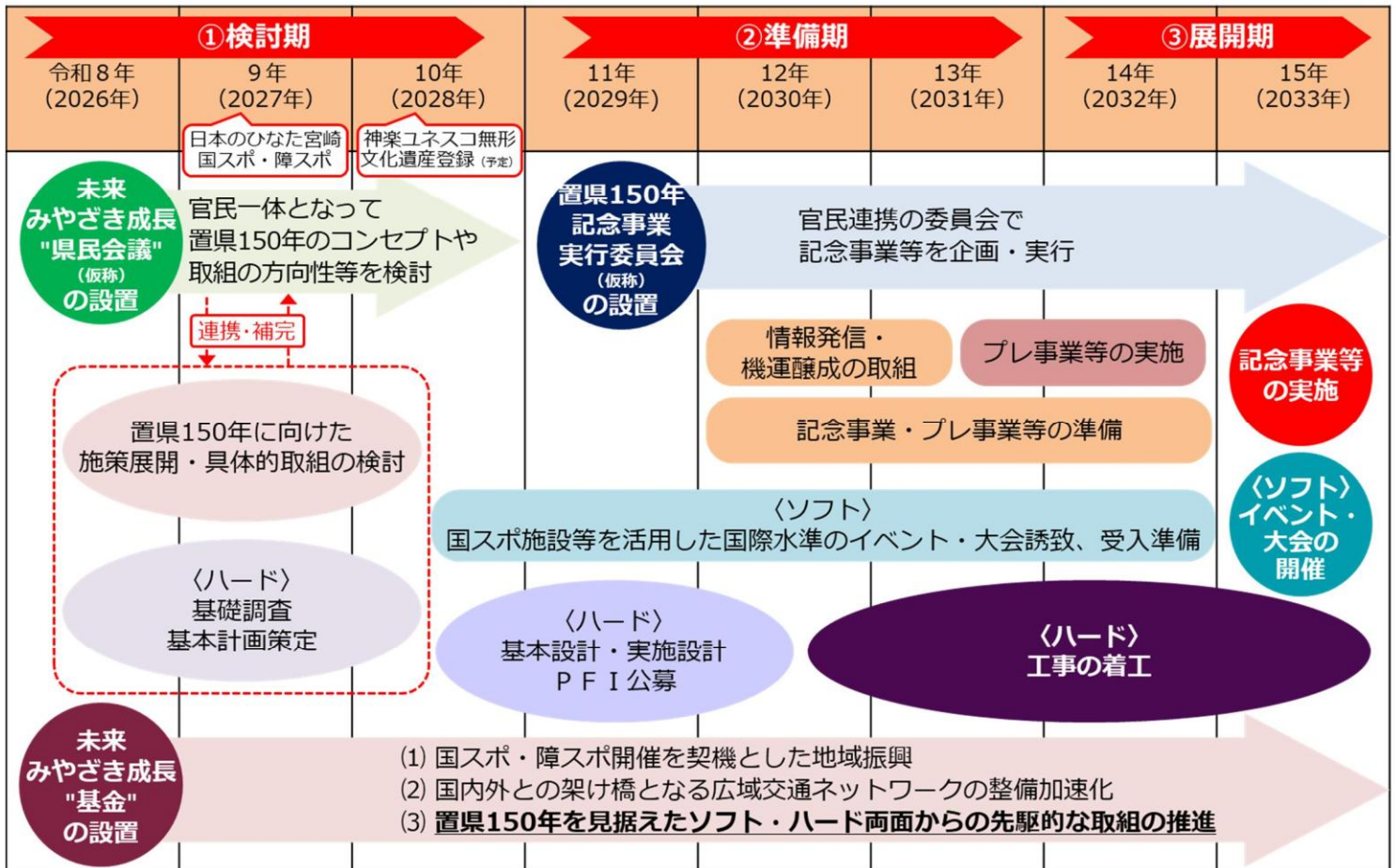
# 3 置県150年に向けた今後の方向性



# 4 置県150年に向けたロードマップ



(現時点でのイメージ)



# 5 主な基金事業①



## 1 国スポ・障スポ開催を契機とした地域振興

【来県者へのおもてなし・気運醸成】

① **みやざきの魅力発信拠点(HinataBase)設置** 9,600万円

本県が誇るコンテンツ(スポーツ・焼酎・神楽)を来県者へ一元的にPRする情報発信拠点の設置



② **国スポ・障スポを契機とした観光周遊促進** 600万円

県内観光地等を掲載したクーポン付き観光ガイドブックの作成



③ **国スポ・障スポに向けたユニバーサルツーリズム受入環境整備** 5,300万円

障スポ選手等の受入意向のある宿泊施設のユニバーサルデザイン化に向けた改修、設備整備を支援



④ **日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ応援団活動支援** 5,200万円

全市町村で「国スポ・障スポ応援団」を結成、大会盛り上げに向けた応援団による関連イベントの企画・運営等のおもてなし活動を支援



# 5 主な基金事業②



【国スポレガシーを最大限活用した地域振興】

① **みやざきスポーツメディカルサポート体制構築** 2,300万円

スポーツ大会・キャンプ等におけるメディカル面の調整を行うコーディネーターを配置。県内医療機関と連携した測定・検診、ケガ発生時の初期対応等のサポート実施



② **宿泊施設立地促進等支援** 1億円

プロスポーツキャンプや大規模イベント等の更なる誘致を見据えた新規宿泊施設の整備支援、既存宿泊施設のキャパシティ拡充支援



## 2 国内外との架け橋となる広域交通ネットワークの整備加速化

③ **「みやざきの空」航空ネットワーク拡充** 3億2,900万円

企業誘致や人材確保、輸出拡大の基盤となる新たな国際線の誘致、既存定期便の維持・充実



## 3 置県150年を見据えたソフト・ハード両面からの先駆的な取組の推進

④ **置県150年 ネクストプロジェクト創出** 2,500万円

置県150年に向けたプロジェクト創出・推進のための県民会議の設置、機運醸成のためのシンポジウム開催、取組の具体化に向けた企画・調査の実施



総合文化公園の整備 (置県100年記念事業)

# 外国人材の雇用と定着の支援

総合政策部

## 目的

令和7年7月に開所した外国人材受入・定着支援センターにおける取組のほか、海外との連携強化と県内企業のニーズを踏まえたマッチングの仕組みの構築により、県内企業の外国人材の雇用と定着を支援します。

## 概要

### (1) 事業内容

- ① 外国人材受入・定着支援センター
  - ・電話・来所等による相談対応、企業向けセミナーの開催
  - ・企業訪問による人材ニーズ等の収集
  - ・登録制によりリスト化した人材紹介会社等とのマッチング支援
- ② 関係機関とのマッチング会の開催
  - ・県内企業と海外の送出機関・監理団体等が一堂に会するマッチング会を県内で開催
- ③ 海外との連携関係の構築・強化
  - ・海外の送出機関等との連携関係を構築し、海外現地において県内企業のPRを実施



【外国人材受入・定着支援センター】



【海外の送出機関でのPR】

### (2) 市町村との連携

- ・外国人材の雇用に関心のある企業の情報把握・提供、県事業の周知
- ・外国人材受入・定着支援センターと連携したセミナー等の開催
- ・マッチング会・海外PR活動に参加する企業の募集

## 事業期間

令和8年度～令和10年度

# 自治体DXサポート強化事業

総合政策部

## 目的

県内市町村におけるDXを推進するため、デジタル専門人材を活用した伴走支援により、行政サービスの向上や業務効率化を図る。

## 概要

	1	2
	<b>自治体DX導入支援事業</b>	<b>広域的な業務連携</b>
概要	小規模自治体を中心にDX推進に向けた専門人材を市町村へ派遣し、住民サービスの向上等のためDXの推進を図るとともに、 <b>サービス・システムの実証・導入支援を行う。</b>	市町村の枠を超えた自治体DXの実施に向けて、 <b>各自治体の情報主管担当同士の意見交換の場を構築し、共同調達など広域連携につなげる。</b>
事業内容	①複数自治体による情報システムの共同調達・共同利用に向けて、 <b>専門人材による伴走支援を実施</b> ②専門人材を活用した <b>DX相談窓口を設置</b>	市町村担当者が参加する <b>研修や意見交換の場を設ける</b>
	<b>共同利用・共同調達の実施に向けた伴走支援</b>	<b>各市町村の課題の洗い出し・フォロー</b>

- ◆ 県全体の行政サービスの向上
- ◆ 自治体業務の効率化による職員負担の軽減

## 事業期間

令和8年度～令和10年度

# 県と市町村の人事交流等について

総務部

## 主な取組

### 【市町村との人事交流】

- 県と市町村職員との相互交流（原則2年間）の状況

年度	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
市町村数	10	12	12	13	11	13	8	9	11	10	8
職員数	15	15	15	17	15	18	14	13	15	13	12

※ 令和8年度内訳：宮崎市4、都城市2、日南市・小林市・日向市・串間市・三股町・高原町各1

- その他の交流の状況

県から市町村へ 西臼杵広域行政事務組合（公立病院経営）1名、医師（自治医科大）10名  
市町村から県へ 消防防災関係（消防保安課、防災救急航空センター、消防学校）12名  
下水道関係（都市計画課）1名

### 【市町村職員の実務研修制度】

市町村職員の資質の向上や市町村と県の連携強化等の観点から本制度を積極的に推進しており、毎年各市町村から多数の実務研修職員を受け入れている。

- 実務研修職員の受入状況

	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	S37年度からの累計
市町村課	10	8	9	8	7	583
市町村課以外	10	11	11	11	11	339
計	20	19	20	19	18	922

※市町村課以外の配属先（R8年度）

医療政策課1名、  
中央福祉子どもセンター2名、  
企業立地課2名、  
スポーツランド推進課1名、  
東京事務所5名

- 実務研修の内容

配属された所属の各担当業務に従事いただくほか、県庁各課職員等が講師となり、県の重要施策等に関する講義や意見交換等の特別研修を実施している。

# 県と市町村の人事交流等について

## 主な取組

### 【個人住民税の徴収に係る併任人事交流等について】

個人住民税の徴収対策の一環として開始した制度で、県と市町村の徴収担当職員の併任人事交流により、個人住民税をはじめとする地方税の収入確保と職員相互の徴収技術の向上を目的としている。

- 県と市町村の併任人事交流の状況

年度	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
市町村数（県→市町村）	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23
併任県職員数	160	122	116	119	114	110	108	106	102	110
市町村数（市町村→県）	8	10	13	15	17	17	17	17	17	17
併任市町村職員数	24	50	66	72	80	77	75	75	73	76

- 市町村税徴収担当職員の研修について

県税及び市町村税の徴収担当職員を対象に経験年数に応じた各種研修を設定し、人材育成及び職員間の交流の促進を図っている。

## 市町村にお願いしたいこと

- 1 県と市町村との相互理解、連携強化及び職員の資質向上を目的とした職員の人事交流や、市町村職員の実務研修制度への職員派遣の継続
- 2 個人住民税をはじめとする地方税の収入確保と職員相互の徴収技術の向上を目的とした、個人住民税の徴収に係る併任人事交流の継続

# 市町村長による危機管理の要諦

－初動対応を中心として－(概要)

危機管理局

○自然災害、国民保護事案等の危機事態における初動対応に関し、市町村長自身が頭に刻み込んでおくべき重要事項は次のとおりである。

## 1 市町村長の責任・心構え

- (1) 危機管理においては、トップである市町村長が全責任を負う覚悟をもって陣頭指揮を執る。
- (2) 最も重要なことは、次の5点である。
  - ① 駆けつける、② 体制をつくる、③ 状況を把握する、④ 目標・対策について判断（意思決定）する、⑤ 住民に呼び掛ける
- (3) 市町村長が最初に自ら判断すべき事項は、避難指示等の発令と緊急消防援助隊や自衛隊の応援に係る都道府県への要求である。
- (4) 災害状況が正確に把握できない場合でも、最悪の事態を想定して判断し、行動する。
- (5) 緊急時に市町村長を補佐する危機管理担当幹部を確保・育成する。
- (6) 訓練でできないことは本番ではできない。訓練を侮らず、市町村長自ら訓練に参加し、危機管理能力を身に付ける。

## 2 市町村長の緊急参集

- (1) 危機事態が発生した場合（または発生が予想される場合）は、最悪の事態を想定し、一刻も早く本庁舎（災害対策本部設置予定場所）に駆けつける。
- (2) 市町村長は、災害等が予想される場合には即座に本庁舎に駆けつけることができるよう待機する。
- (3) 市町村長が即座に参集できない場合に備え、あらかじめ特別職の権限代行者（副市町村長等）を定め、周知しておく。災害等が特に予想されない平常時において、市町村長が市町村外へ離れる場合は権限代行者を市町村内に所在させておくことが必要である。
- (4) 緊急時には、第一報を覚知した宿直等から、直接かつ迅速に、市町村長に情報が入る体制をあらかじめ確立しておくとともに、市町村長は、常に連絡を取れる体制をとっておく必要がある。
- (5) 市町村長が有効にリーダーシップを発揮できるよう、職員の初動体制（宿日直体制・緊急参集体制）をあらかじめ構築しておく。

# 市町村長による危機管理の要諦

## 3 災害時の応急体制の早期確立

- (1) 準備、体制構築が早すぎて非難されることはないので、躊躇せずに災害対策本部等を立ち上げる。
- (2) 声の出せない地域ほど最悪の事態が起きている可能性が高い。被害情報の取れない地域こそあらゆる手段を用いて情報を取りに行く。
- (3) 最悪の事態を想定して、災害時の応急対応に従事する職員の安全管理に配慮する。

## 4 避難指示等の的確な発令

- (1) 災害が発生する危険性が高い状況を地域の住民に直接伝達する最も有効な手段が避難指示等を発令すること。避難指示等の発令は、住民の生命を守るための災害時における市町村長の最大の使命。
- (2) 特別警報などの生命に関わる気象情報の伝達や避難指示等の発令は、「見逃し」より「空振り」の方が良く、昼夜を問わず、あらゆる手段を用いて住民へ伝達するとともに、要配慮者については昼間から早めの避難準備行動を促す。
- (3) 平常時から、気象情報等に対応した避難指示等の発令基準を設定しておくことは、避難指示等のスムーズな発令をする上で欠かせない。
- (4) 避難指示等を発令した結果、被害が発生しなかったとしても、「空振りで良かった」と捉える住民意識の醸成を促進すること。

## 5 都道府県、消防機関、自衛隊等に対する応援要請

- (1) まず、都道府県、消防機関、自衛隊等へ一報する。
- (2) 都道府県、消防機関、自衛隊等のカウンターパートの連絡先を把握・登録する。
- (3) 平素から、関係機関のトップとの良好な関係を構築する。

## 6 マスコミ等を活用した住民への呼び掛け

- (1) 市町村長が自ら前面に出て会見を行い、住民へのメッセージ等を伝える。
- (2) 情報を包み隠さず、正確に公表する。
- (3) 時機を失せず、定期的に発表する。

# 南海トラフ巨大地震等に係る被害想定見直し

危機管理局

## 概要

国の被害想定見直しを受けて、津波浸水想定や地震動等の予測を更新した上で、各種データの更新や計算手法の見直し等を行った結果、想定される死者数やライフライン関係の被害はやや減少する予測となったが、依然として**甚大な被害が想定**される（令和8年2月公表）。

被害の種類	前回想定 (R2.3)	今回の想定 (R8.2)	増減(前回→今回)の主な要因	<参考> 国想定 (R7.3)
人的被害(死者数)	(早期避難率55.5%) 約15,000人	(早期避難率59.3%) <b>約11,000人</b> (早期避難率20%→約21,000人 早期避難率70%→約5,400人)	早期避難率の向上 津波避難施設の整備 人口減や分布の変化	(早期避難率20%) 約39,000人
建物被害(全壊・焼失棟数)	約80,000棟	<b>約82,000棟</b>	建物棟数の増加	約83,000棟
避難者(最大:1週間後)	約370,000人	<b>約434,000人</b>	予測手法(国)の変更	約404,000人
災害関連死者数		<b>約1,700~3,500人</b>	(今回初めて算出)	
ライフライン被害(発生直後)				
上水道(断水人口)	約1,034,000人	<b>約954,000人</b>	対策推進・給水人口減	約950,000人
電力(停電件数)	約591,000軒	<b>約574,000軒</b>	対策推進・電灯軒数減	約560,000軒
通信(固定電話不通回線数)	約311,000回線	<b>約235,000回線</b>	対策推進・回線数減	約230,000回線

# 第3期宮崎県地震・津波減災計画

危機管理局

## 概要

### 1 策定趣旨等

- 被害想定を踏まえ、今後取り組むべきソフト・ハードの総合的な減災対策をとりまとめたもの

### 2 計画期間

- 10年間（令和8～17年度）とし、5年後に中間見直しを実施

### 3 減災目標

- 今後10年間で「人的被害(死者数)を概ね**8割減少**、建物被害(全壊・焼失棟数)を概ね**5割減少**」
- 最終的には、災害関連死を含む人的被害を限りなくゼロに近付ける

### 4 具体的な減災対策

#### 1 県民防災力の向上

- 県民の防災意識の啓発
- 自主防災活動の充実
- 学校における防災教育の推進
- 企業防災の推進
- 住宅の耐震化等の促進

#### 2 災害に強い県土づくり

- 地震に強い生活環境の整備
- 土砂災害対策等の充実
- ライフライン対策の促進  
(電気、ガス、上下水道、通信)
- 公共建築物等の耐震化の推進
- 様々な地域的課題への対応

#### 3 津波対策の推進

- 津波災害に強いまちづくりの推進
- 津波避難場所・避難経路の確保
- 津波避難に対する普及・啓発
- 津波情報の迅速・的確な伝達
- 津波からの避難体制の充実
- 南海トラフ地震臨時情報の周知・理解
- 津波を防御する施設の整備・充実等

#### 4 被災者の救助・救命対策

- 迅速な救助のための体制強化
- 災害時医療体制の強化

#### 5 被災者支援、災害関連死対策

- 保健医療福祉活動体制の充実
- 避難所環境の整備・充実
- 要配慮者等の支援対策の充実
- 物資支援対策の強化

#### 6 県、市町村の防災体制の充実、広域連携体制の確立

- 県の防災体制の充実
- 市町村の防災対策の充実
- 国、指定公共機関との連携強化
- 企業、民間団体との連携強化
- 広域連携体制の確立

## 目的

被保険者の減少による財政規模の縮小、高齢化の進展等に伴う医療費の増加等による保険税の変動を抑制し、県内どこに住んでいても同じ保険税負担とすること。

## 概要

### 1 現状

県が市町村とともに国保の保険者となった国保制度改革（平成30年度）以降も保険税の賦課は市町村が行い、保険税水準は市町村ごとに異なる。

### 2 保険税水準統一の意義

- (1) 保険税の変動抑制
- (2) 被保険者間の公平性の確保

### 3 国の方針

「保険料水準統一加速化プラン」策定等により、都道府県単位での保険税水準統一への動きを強くしている。

### 4 県の方針

県内保険税水準を統一することとし、その目標年度を国の加速化プランで示された令和15年度とする。

#### 【市町村との連携】

保険財政の健全化と被保険者の保険税負担のバランスなど、市町村と県で協議を重ねながら、保険税水準統一に向けた取組を進めていく。